富山海区漁場計画の変更 (素案)

1 富山海区漁場計画

富山海区漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該 傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄 に掲げる規定の傍線部分がないものは、これに加える。

改 正 後		改正前
第 12 次区画漁業権の漁場計画		第 12 次区画漁業権の漁場計画
区第1号~第23号 (略)		区第1号~第23号 (略)
1 公 示 番 号	区第24号	(新設)
(1)漁業種類	第1種 区画漁業	
2 (2)漁業の名称	藻類養殖業	
免 (3)漁業の時期	1月1日から12月31日まで	
許 (4) 存続期間	免許の日から令和10年8月31日まで	
の (5)漁場の位置	富山県下新川郡朝日町地先	
内 容 (6)漁場の区域	<u>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ</u> 4直線によって 囲まれた区域 ア 北緯36度59.03分 東経137度36.37分 イ 北緯36度58.86分 東経137度36.41分 ウ 北緯36度58.83分 東経137度36.27分 エ 北緯36度59.00分 東経137度36.25分	
3 制限又は条件	<u>なし</u>	
4 個別漁業権又 は団体漁業権の 別(団体漁業権で あれば関係地区)	<u>団体漁業権</u> 富山県下新川郡朝日町境	

区第25号 第1種 区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで 免許の日から令和10年8月31日まで 富山県魚津市地先 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8 直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分57.7秒 東経137度24分39.6秒 (測量標第22-2号から第 146号の見透線を基準として 137度37分 118メートルの点) イ 北緯36度50分57.6秒 東経137度24分40.7秒 (同 150度07分 110メートルの点) ウ 北緯36度50分54.3秒 東経137度24分40.0秒 (同 83度49分 29メートルの点) 工 北緯36度50分51.0秒 東経137度24分38.8秒 111メートルの点) (同 6度28分 才 北緯36度50分44.4秒 東経137度24分32.8秒 361メートルの点) (同 10度29分 カ 北緯36度50分45.3秒 東経137度24分31.3秒 (同 17度35分 361メートルの点) キ 北緯36度50分51.5秒 東経137度24分37.7秒 (同 23度32分 114メートルの点) ク 北緯36度50分54.5秒 東経137度24分38.9秒 55メートルの点) (同 79度15分 なし

富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)

富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中

団体漁業権

(新設)

区第26号

第1種 区画漁業

かき垂下式養殖業

1月1日から12月31日まで

免許の日から令和10年8月31日まで

富山県魚津市地先

<u>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって</u> 囲まれた区域

ア 北緯36度50分05.6秒 東経137度23分47.2秒

(測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として74度30分226メートルの点)

イ 北緯36度50分04.1秒 東経137度23分49.9秒

(同57度53分 166メートルの点)

ウ 北緯36度50分01.3秒 東経137度23分47.9秒

(同41度23分 246メートルの点)

工 北緯36度50分02.8秒 東経137度23分44.6秒

(同57度34分 302メートルの点)

なし

団体漁業権

富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)

(新設)